

(資料編Ⅱ-2-10-1) 食料及び生活必需品等の備蓄

1 食料の備蓄と積算

品目	目標数	計算式
主食	①+②+③×1.1(予備1割) 1,399,877食 →140万食	避難所避難者数 54,180人×3食×1.5日分=243,810食…①
		災害救助従事者数 18,729人×3食×3日分=168,561食…②
		駅周辺帰宅困難者数 286,748人×3食×1日分=860,244食…③
粉乳	520kg	避難所避難乳幼児数 867人×0.2kg/1人×3日分
ほ乳瓶(乳首付き)	1,734本→1,750本	避難所避難乳幼児数 867人×2本/1人
ゴム製乳首(単品)	1,734個→1,750本	避難所避難乳幼児数 867人×2個/1人
番重(蓋付き)	200セット	40セット×5防災基地

2 生活必需品

品名	毛布	下着	タオル	くつ下	使い捨て トイレ
数量	54,843枚	42,790組	49,603枚	40,500足	234,100枚

(令和7年4月1日現在)

3 防災用資機材

品名	仮設 トイレ	簡易 トイレ	発動 発電機	ブルーシート	土嚢袋
数量	125台	2,949個	117台	13,868枚	21,600枚

(令和7年4月1日現在)

(資料編Ⅱ-2-10-2)給水車等保有状況

(令和7年4月1日現在)

区分 事業体名	車両		給水容器				機材
	給水車	トラック等	仮設水槽	給水タンク	ポリ容器	飲料水袋	
さいたま市	4m ³ 2台 (圧送式) 2m ³ 1台 (圧送式) 1.8m ³ 4台 (圧送式) 1.65m ³ 2台 (圧送式) 1.6m ³ 1台 (圧送式)	トラック 2t 1台 クレーン車 2台	1m ³ 200基 (折畳式)	1m ³ 3基	10ℓ 2,030個	6ℓ 103,080枚	応急給水装置 138基 発電機 117台 投光器 115個
川越市	2m ³ 2台 (圧送式)	トラック 3t 1台 2t 1台 クレーン車 2t 1台	1m ³ 3基	1m ³ 11基	20ℓ 489個	6ℓ 4,800枚	応急給水装置 9基 発電機 9台 投光器 1個 鋼管切断機 1台
熊谷市	2m ³ 1台 (圧送式) 1.1m ³ 1台 (圧送式)	その他 11台	1m ³ 1基 (組立式)	1.5m ³ 2基 (アルミ) 1m ³ 4基(アルミ)		10ℓ 500枚 6ℓ 1,900枚	応急給水装置 12基 発電機 1台 鋼管切断機 1台
川口市	3.5m ³ 1台 3.4m ³ 1台 2m ³ 2台	トラック 1台 その他 26台	1m ³ 2基 2m ³ 2基	2m ³ 33基 1m ³ 22基	20ℓ 192個 18ℓ 1,989個	10ℓ 53,727枚 6ℓ 29,498枚 5ℓ 520枚 4ℓ 8,000枚	応急給水装置130基 発電機 30台 投光器 3個 鋼管切断機 2台
行田市	1.8m ³ 1台 (圧送式)	トラック 1台		1m ³ 2基 0.5m ³ 2基		6ℓ 1,500枚	発電機 2台
所沢市	2m ³ 2台 (圧送式) 3.8m ³ 1台 (圧送式) 3.4m ³ 1台 (圧送式)	トラック 2t 2台 緊急用自動 (赤灯)2台	1m ³ 5基	1m ³ 71基 (ホリタンク)	10ℓ 59,400個	6ℓ 7,700枚	応急給水装置 65基 発電機 5台 投光器 4個 鋼管切断機 1台
飯能市	1.7m ³ 1台	トラック 1台		1m ³ 2基 (ステンレス)	20ℓ 75個	6ℓ 6,500枚 4ℓ 1,000枚	応急給水装置 11基 発電機 2台 投光器 2個
加須市	3m ³ 1台	トラック 4台		1m ³ 7基 0.5m ³ 3基	20ℓ 229個 10ℓ 18個	10ℓ 304枚 6ℓ 8,642枚	発電機 7台 投光器 1個
本庄市	2m ³ 1台			0.3m ³ 2基	20ℓ 50個	10ℓ 4,975枚 6ℓ 3,000枚	応急給水装置 3基
東松山市	1.8m ³ 1台	トラック 2台	1m ³ 3基	1.5m ³ 6基 200ℓ 14基	20ℓ 588個 10ℓ 5,253個	6ℓ 44,415枚	応急給水装置 12基 発電機 1台
春日部市	2m ³ 2台	トラック 1t 2台	1m ³ 8基	2m ³ 1基 1m ³ 10基	20ℓ 325個 10ℓ 400個	6ℓ 22,000枚	応急給水装置 3基 発電機 1台
狭山市	2m ³ 2台 (圧送式)	トラック 1t 1台	1m ³ 7基	1m ³ 3基	20ℓ 144個 5ℓ 58個	6ℓ 6,000枚 4ℓ 240枚	応急給水装置 7基 発電機 6台
羽生市		トラック 1.25t 1台		1m ³ 2基 0.5m ³ 10基	20ℓ 290個 10ℓ 530個	10ℓ 800枚 6ℓ 800枚 5ℓ 2,700枚 3ℓ 1,300枚	応急給水装置 3基 発電機 2台 投光器 2個
鴻巣市	1.75m ³ 1台	トラック 2t 1台		2m ³ 1基 1m ³ 2基	18ℓ 700個	10ℓ 344枚 6ℓ 6,424枚	発電機 5台 投光器 5個

区分 事業体名	車両		給水容器				機材
	給水車	トラック等	仮設水槽	給水タンク	ポリ容器	飲料水袋	
深谷市	3m ³ 1台	トラック 2t 1台	1m ³ 10個	2m ³ 1基 1m ³ 6基	20ℓ 6個 10ℓ 114個	10ℓ 1,220枚 6ℓ 406枚 4ℓ 3,318枚	応急給水装置 1基 発電機 4台 投光器 4個
上尾市	2m ³ 1台 (圧送式) 1.8m ³ 1台 (圧送式)	トラック 2台		1m ³ 15基(布) 1m ³ 8基(アルミ) 0.5m ³ 60基(布)	18ℓ 443個	6ℓ 11,000枚	応急給水装置 67基 発電機 4台 投光器 16個
草加市	2m ³ 1台 1.8m ³ 1台	後方車両 12台		1m ³ 2基(ステン) 1m ³ 1基 (ホリプロビレン) 0.5m ³ ウォーターハ ルーン 2基	20ℓ 986個	6ℓ 3,500枚 5ℓ 800枚 4ℓ 14,000枚 10ℓ 2,800個	応急給水装置 10基 発電機 5台 投光器 10個
蕨市	2m ³ 1台	トラック1t 1台 その他 4台	1m ³ 1基	1m ³ 6基		10ℓ 3,725枚 6ℓ 400枚	応急給水装置 5基 発電機 1台 投光器 2個
戸田市	2m ³ 1台 (圧送式) 1.6m ³ 1台 (圧送式)	トラック 1.25t 1台		1m ³ 7基	20ℓ 10個 10ℓ 10個	6ℓ 900枚	応急給水装置 10基
入間市	2m ³ 2台 (圧送式)	トラック 2t 1台	1m ³ 10基	1m ³ 8基 0.5m ³ 3基	5ℓ 1,720個	6ℓ 10,000枚	応急給水装置 8基 発電機 8台
朝霞市	2m ³ 2台	トラック 1.5t 1台		1m ³ 1基		10ℓ 4,700枚 6ℓ 2,400枚 5ℓ 8,000枚 4ℓ 6,000枚	応急給水装置 53基 発電機 6台 投光器 6個
志木市	1台 (圧送式)	トラック 1.25t 2台		1m ³ 2基	20ℓ 5個	6ℓ 3,900枚	応急給水装置 7基 発電機 4台
和光市		トラック 1台		1m ³ 3基 (設置型組立式) 0.9m ³ 1基 0.26m ³ 1基	20ℓ 300個	6ℓ 10,000枚	
新座市	2m ³ 2台 (圧送式)	トラック 0.35t 1台		0.5m ³ 1基 0.7m ³ 3基 1m ³ 6基	20ℓ 580個	6ℓ 25,000枚	
久喜市	1.7m ³ 1台	トラック 1.3t 2台 1t 1台 軽トラック 3台		1m ³ 6基 1m ³ ウォーターハ ルーン10基		6ℓ 2,000枚	発電機 7台 投光器 8個
八潮市	2.9m ³ 1台 (圧送式) 1.7m ³ 1台 (圧送式)	クレーン車 2.9t 1台	組立水槽 1m ³ 5基	2m ³ 2基 1m ³ 11基		6ℓ 25,199枚	
富士見市	2m ³ 1台	軽トラック 4台	1m ³ 1基	1m ³ 1基 0.5m ³ 5基	20ℓ 155個	6ℓ 30,000枚	応急給水装置 5基
三郷市	2m ³ 1台 (圧送式) 1.9m ³ 1台 (圧送式)	トラック 1台 指揮車 1台	1m ³ 11基 組立水槽 1m ³ 25基	0.3m ³ 1基	18ℓ 12個	6ℓ 10,980枚	発電機 1台 投光器 3個
蓮田市	1.6m ³ 1台	トラック 2t 1台		1.5m ³ 1基 1m ³ 7基	20ℓ 300個	6ℓ 5,900枚	応急給水装置 1基
幸手市	2m ³ 1台	トラック 1t 1台 軽トラック 5台		1m ³ 4基		6ℓ 15,400枚	発電機 1台

区分 事業体名	車両		給水容器				機材
	給水車	トラック等	仮設水槽	給水タンク	ポリ容器	飲料水袋	
日高市	2m ³ 1台 (圧送式)	トラック 1t 1台 広報車 2台	1m ³ 1基 2m ³ 1基	1m ³ 1基	20ℓ 80個	6ℓ 1,800枚	応急給水装置 30基 発電機 2台 投光器 3個
吉川市	2m ³ 1台 (加圧式)			0.5m ³ 6基	18ℓ 60個	6ℓ 14,800枚 4ℓ 1,500枚	応急給水装置 10基 投光器 2個
ふじみ野市	2m ³ 1台 (圧送式)	発電機搭載車 3t 1台		1m ³ 7基 0.5m ³ 9基 0.25m ³ 2基	20ℓ 100個 10ℓ 500個	6ℓ 300枚 4ℓ 1,100枚	
伊奈町	1.75m ³ 1台 1m ³ 1台	トラック 1.5t 1台	0.5m ³ 3基	1m ³ 2基 0.5m ³ 1基	20ℓ 19個 10ℓ 51個	6ℓ 2,123枚	
三芳町	2m ³ 1台 (圧送式)	トラック 1.5t 1台	1m ³ 1基	1m ³ 2基	20ℓ 200個	6ℓ 2,000枚	
毛呂山町		トラック 2台		1.5m ³ 3基	20ℓ 112個	10ℓ 500枚	応急給水装置 3基 発電機 4台 投光器 1個 鋼管切断機 1台
越生町		トラック 2台		1.5m ³ 1基	20ℓ 20個		発電機 1台 投光器 1個
滑川町			1m ³ 2基		500ℓ 10個	6ℓ 1,000枚	
嵐山町		トラック 2t 1台	1000m ³ 5基	1.5m ³ 1基	20ℓ 39個	6ℓ 6,000枚	浄水機 1台
小川町		トラック 2t 1台 0.35t 1台 緊急車両等 5台		1.5m ³ 1基 (アルミ)	23ℓ 3個 10ℓ 13個	6ℓ 7,400枚	発電機 2台 投光器 6個
川島町		トラック 1t 1台	1m ³ 1基	1m ³ 1基 1.5m ³ 1基	10ℓ 52個 20ℓ 6個	10ℓ 2,400枚	
吉見町		トラック 1台		1m ³ 1基 (ステン) 2基 (ホリフロレン)	20ℓ 120個	6ℓ 4,000枚	ろ過機 4基 発電機 12台 投光器 16個
鳩山町				1.8m ³ 2基 1m ³ 1基	20ℓ 80個	6ℓ 100枚	発電機 1台
ときがわ町				1m ³ 1基(ステン) 0.5m ³ 2基 (ホリフロレン)			
東秩父村				0.28m ³ 1基	20ℓ 100個	6ℓ 700枚	発電機 1台 投光器 2個
美里町		トラック 1台		1m ³ 1基 0.5m ³ 1基	20ℓ 20個	10ℓ 61枚 6ℓ 210枚 5ℓ 600枚	発電機 1台 投光器 1個
神川町		トラック 1.5t 1台		1m ³ 2基 0.5m ³ 1基	20ℓ 15個	10ℓ 310枚 6ℓ 92枚	発電機 1台 投光器 1個
上里町	1.65m ³ 1台 (圧送式)			1m ³ 1基	10ℓ 9,223個	6ℓ 15枚	発電機 1台 投光器 3個
寄居町	1.8m ³ 1台 (圧送式)	トラック 1.5t 1台		1.5m ³ 1基 1.0m ³ 2基		10ℓ 155枚 6ℓ 210枚 4ℓ 119枚	発電機 3台 投光器 6個 鋼管切断機 1台
宮代町		トラック 2台 その他 2台		1m ³ 4基 0.5m ³ 2基	20ℓ 45個 16ℓ 18個	6ℓ 1,329枚	応急給水装置 3基
白岡市	2m ³ 1台	トラック 1.5t 1台	1m ³ 11基	1m ³ 2基 給水バルーン 1m ³ 4基	10ℓ 48個 20ℓ 140個	6ℓ 10,100枚	応急給水装置 7基 発電機 3台 投光器 4個
杉戸町	1.7m ³ 1台 (圧送式)			1m ³ 1基		6ℓ 6,328枚	応急給水装置 6基

区分 事業体名	車両		給水容器				機材
	給水車	トラック等	仮設水槽	給水タンク	ポリ容器	飲料水袋	
埼玉県企業局	3.65m ³ 1台 (圧送式) 1.8m ³ 4台 (圧送式)	クレーン車4t ユニック2台		2m ³ 40基 1m ³ 12基	20ℓ 3,170個	6ℓ 4200枚	応急給水装置 59基
越谷・松伏 水道企業団	2m ³ 2台 4m ³ 1台	トラック 3t 1台 2t 2台 クレーン車 0.75t 1台 その他 1台				6ℓ 36,800枚	応急給水装置 50基
坂戸、鶴ヶ島 水道企業団	2m ³ 1台 (圧送式)	トラック 1.25t 1台 1.5t 1台		2m ³ 1基(布) 1m ³ 2基(アルミ) 0.5m ³ ウォーターハ ルーン 52基	20ℓ 780個	4ℓ 31,000枚	応急給水装置 42基 発電機 1台 投光器 3個
桶川北本水 道企業団	1.75m ³ 1台 (圧送式) 1.7m ³ 1台 (圧送式)	トラック 3台	1m ³ 3基 (組立式)	2m ³ 1基(樹脂) 1m ³ 2基(アルミ) 0.5m ³ 9基 (PVCターホリン製)	20ℓ 68個	6ℓ 3,500枚 4ℓ 12,000枚	発電機 3台 投光器 3個
秩父広域市 町村圏組合	2m ³ 1台	トラック 1台	1m ³ 1基	2m ³ 3基 1.5m ³ 3基 1m ³ 以下 3基	18ℓ 150個	10ℓ 1,400枚 6ℓ 1,900枚	応急給水装置 1基 発電機 8台 投光器 25個

(資料編Ⅱ-2-10-3) 県(企業局)の備蓄水量

(令和4年4月現在)

施設名	備蓄水量 (m ³)
大久保浄水場	189,400
庄和浄水場	57,800
行田浄水場	112,200
新三郷浄水場	56,448
吉見浄水場	45,120
上赤坂中継ポンプ所	104,000
笹久保中継ポンプ所	10,000
高坂中継ポンプ所	14,200
江南中継ポンプ所	19,000
高倉中継ポンプ所	3,750
合 計	611,918

(資料編Ⅱ-2-10-4) 食料調達先等

品目	調達先等	所在地
缶入りパン 乾パン アルファ米 等	県備蓄品	資料編Ⅱ-2-10-5参照
調製粉乳	育児用乳製品卸売・販売業者	資料編Ⅱ-2-10-6参照
哺乳ビン ゴム製乳首	県備蓄品	資料編Ⅱ-2-10-5参照
米穀	1 米穀卸売販売業者等の手持精米 2 前号で不足するときは、政府所有米穀(政府所有米穀の販売等に関する事務を委託された者から引渡しを受ける)	資料編Ⅱ-2-10-7参照
副食 (漬物、味噌、醤油)	関係製造業者手持品	資料編Ⅱ-2-10-8参照

名 称	場 所	連 絡 先 電話番号	備 蓄 量								
			缶入りパ ン (食)	乾パン (食)	アルファ 米(白 米) (食)	アルファ 米(わか め) (食)	レトルト がゆ (梅) (食)	番重 (蓋付 き) (個)	哺乳ビン (本)	ゴム製乳 首 (個)	使い捨て 哺乳ビン (セット) ※1セット5個入り
総数(救助従事者分除く)			294,816	125,400	196,000	589,000	195,000	200	1,750	1,750	414
越谷防災基地	越谷市北後谷4	048-966-5291	14,016	0	2,500	35,250	7,500	40	250	250	
新座防災基地	新座市新塚5077-5	048-482-2575	94,224	0	18,000	130,750	50,010	40	250	250	276
秩父防災基地	小鹿野町長留2936-1	0494-22-3701	29,568	0	5,000	45,500	15,840	40	250	250	
中央防災基地	川島町上猪111-1	049-297-7416	94,008	0	17,000	145,000	50,010	40	250	250	
熊谷防災基地	熊谷市上川上300	048-526-6210	63,000	0	11,000	97,000	34,020	40	250	250	
埼玉スタジアム2002	さいたま市緑区美園2-1	048-878-7001				72,400			250	250	
さいたまスーパーアリーナ	さいたま市中央区新都心8	048-601-1122				63,100			250	250	138
防災拠点校38校	以下のとおり			125,400	142,500		37,620				
上尾高校	上尾市浅間台1-6-1	048-772-3322		3,300	3,750		990				
朝霞高校	朝霞市幸町3-13-65	048-465-1010		3,300	3,750		990				
いずみ高校	さいたま市中央区円阿弥7-4-1	048-852-6880		3,300	3,750		990				
岩槻商業高校	さいたま市岩槻区太田1-4-1	048-756-0100		3,300	3,750		990				
浦和北高校	さいたま市桜区五関595	048-855-1000		3,300	3,750		990				
浦和第一女子高校	さいたま市浦和区岸町3-8-45	048-829-2031		3,300	3,750		990				
浦和西高校	さいたま市浦和区木崎3-1-1	048-831-4847		3,300	3,750		990				
大宮高校	さいたま市大宮区天沼町2-323	048-641-0931		3,300	3,750		990				
春日部高校	春日部市粕壁5539	048-752-3141		3,300	3,750		990				
春日部女子高校	春日部市粕壁東6-1-1	048-752-3591		3,300	3,750		990				
川口高校	川口市新井宿諏訪山963	048-282-1615		3,300	3,750		990				
川口工業高校	川口市南前川1-10-1	048-251-3081		3,300	3,750		990				
川越高校	川越市郭町2-6	049-222-0224		3,300	3,750		990				
川越工業高校	川越市西小仙波町2-28-1	049-222-0206		3,300	3,750		990				
久喜工業高校	久喜市野久喜474	0480-21-0761		3,300	3,750		990				
熊谷西高校	熊谷市三ヶ尻2066	048-532-8881		3,300	3,750		990				
鴻巣女子高校	鴻巣市天神1-1-72	048-541-0669		3,300	3,750		990				
越ヶ谷高校	越谷市越ヶ谷2788-1	048-965-3421		3,300	3,750		990				
越谷北高校	越谷市大泊500-1	048-974-0793		3,300	3,750		990				
坂戸高校	坂戸市上吉田586	049-281-3535		3,300	3,750		990				
幸手桜高校	幸手市北1-17-59	0480-42-1303		3,300	3,750		990				
狭山経済高校	狭山市稲荷山2-6-1	04-2952-6510		3,300	3,750		990				
進修館高校	行田市長野1320	048-556-6291		3,300	3,750		990				
杉戸高校	杉戸町清地1-1-36	0480-34-6074		3,300	3,750		990				
草加高校	草加市青柳5-3-1	048-935-4521		3,300	3,750		990				
旧玉川工業高校	ときがわ町玉川903	0493-65-0881		3,300	3,750		990				
所沢商業高校	所沢市林2-88	04-2948-0888		3,300	3,750		990				
豊岡高校	入間市豊岡1-15-1	04-2962-5216		3,300	3,750		990				
南稜高校	戸田市美女木4-23-4	048-421-1211		3,300	3,750		990				
新座柳瀬高校	新座市大和田4-12-1	048-478-5151		3,300	3,750		990				
蓮田松韻高校	蓮田市黒浜4088	048-768-7820		3,300	3,750		990				
羽生実業高校	羽生市羽生323	048-561-0341		3,300	3,750		990				
飯能高校	飯能市本町17-13	042-973-4191		3,300	3,750		990				
深谷商業高校	深谷市原郷80	048-571-3321		3,300	3,750		990				
本庄高校	本庄市柏1-4-1	0495-21-1195		3,300	3,750		990				
松山女子高校	東松山市和泉町2-22	0493-22-0251		3,300	3,750		990				
和光高校	和光市新倉3-22-1	048-463-1207		3,300	3,750		990				
蕨高校	蕨市北町5-3-8	048-443-2473		3,300	3,750		990				

(資料編Ⅱ-2-10-6) ランニング備蓄委託店 (粉乳)

(令和7年4月1日現在)

委託店名	所在地 電話番号	保管場所 電話番号	委託量
株式会社 大木			520kg

520kgのうち、7kgについてはアレルギー用粉乳とする。

(資料編Ⅱ-2-10-7) 米穀卸売販売業者等の事務所及び大型精米工場所在地

(令和7年4月1日現在)

米穀卸売販売業者名	事務所所在地 (電話番号)	精米工場所在地 (電話番号)
株式会社ナンブ		
株式会社イトーセーブ		
株式会社ミツハシ 行田工場		
全農パールライス株式会社 埼玉営業所		

(資料編Ⅱ-2-10-8) 副食・調味料生産者団体所在地

(令和7年4月1日現在)

食品名	生産者団体業者名	所在地	電話番号
副食	公益財団法人 埼玉県学校給食会		
漬物	埼玉県漬物協同組合		
味噌	有限会社新井武平商店		
醤油	埼玉醤油工業協同組合		

(資料編Ⅱ-2-10-9【備蓄物資保管場所(ランニング備蓄等)】(令和7年3月31日現在))

品 目 倉庫名	毛布 (枚)	下着 (組)	タオル (枚)	使い捨て トイレ (枚)	子供用 おむつ (枚)	大人用 おむつ (枚)	生理用品 (枚)	仮設 トイレ (台)	食品用ラ ップフィ ルム(個)
越谷防災基地	750	742	1,400	30,200	1,096	3,312	3,132	2	2,800
新座防災基地	3,668	742	1,400	39,500	896	3,312	3,132	20	2,800
秩父防災基地	1,028	742	1,400	12,500	896	2,760	2,016	10	2,800
中央防災基地	1,558	742	1,400	59,400	2,596	3,496	2,124	65	2,790
熊谷防災基地	1,666	742	1,000	39,200	1,096	3,312	3,132	28	2,800
埼玉スタジアム2002	240	744	1,400	28,800	1,270	3,480	3,036		
さいたまスーパーアリーナ	7,200	746	4,400	30,000	1,096	3,496	2,628		
防災拠点校38校	38,073	37,590	37,603						
計	54,183	42,790	50,003	239,600	8,946	23,168	19,200	125	13,990

(資料編Ⅱ-2-10-10)【医薬品等備蓄場所一覧】

備蓄品	設置場所	所在地	電話
※※	越谷防災基地	越谷市北後谷4	048-966-5291
※※	新座防災基地	新座市新塚5077-5	048-482-2575
※	秩父防災基地	小鹿野町長留2936-1	0494-22-3701
※※	中央防災基地	川島町上猪111-1	049-297-7416
※	熊谷防災基地	熊谷市上川上300	048-526-6210
※	埼玉スタジアム2002	さいたま市緑区美園2-1	048-812-2002
※	さいたまスーパーアリーナ	さいたま市中央区新都心8	048-601-1122
※	さいたま県税事務所	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	048-822-5131
※	南部保健所	川口市前川1-11-1	048-262-6111
※	朝霞保健所	朝霞市青葉台1-10-5	048-461-0468
※	春日部保健所	春日部市大沼1-76	048-737-2133
※	草加保健所	草加市西町425-2	048-925-1551
※	鴻巣保健所	鴻巣市東4-5-10	048-541-0249
※	東松山保健所	東松山市若松町2-6-45	0493-22-0280
※	坂戸保健所	坂戸市石井2327-1	049-283-7815
※	狭山保健所	狭山市稲荷山2-16-1	04-2954-6212
※	加須保健所	加須市南町5-15	0480-61-1216
※	幸手保健所	幸手市中1-16-4	0480-42-1101
※	熊谷保健所	熊谷市末広3-9-1	048-523-2811
※	本庄保健所	本庄市前原1-8-12	0495-22-6481
※	秩父保健所	秩父市桜木町8-18	0494-22-3824
※	総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222
※	県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井1696	048-536-9900
※	県立がんセンター	伊奈町小室780	048-722-1111
※	県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心1-2	048-601-2200
※	県立精神医療センター	伊奈町小室818-2	048-723-1111

注 1 ※印は、緊急医薬品等医療セット備蓄場所で、1セットの内容品は次のとおりである。

保管ケース区分	内 容 品
診療・創傷ケース	聴診器、体温計、血圧計、注射器 他
蘇生・気管ケース	蘇生器、喉頭鏡、気管内チューブ 他
医薬品ケース	抗生物質、局所麻酔薬、外用薬 他
衛生材料ケース	包帯、ガーゼ、絆創膏、カット綿 他
事務用品ケース	ボールペン、マジック、カルテ 他

注 2 ＊印は、軽治療用医薬品等の備蓄場所で、備蓄品目は、ポビドンヨード液、オキシドール、脱脂綿、ガーゼ、包帯、三角巾及び油紙である。

（資料編Ⅱ-2-10-11）【ランニング備蓄委託店一覧】

委託店名称	所在地	電話
株式会社スズケン大宮支店	さいたま市北区吉野町2-204-1	
株式会社スズケン加須支店	加須市三俣2-2-6	
東邦薬品株式会社熊谷営業所	熊谷市問屋町1-2-8	
東邦薬品株式会社川越営業所	川越市問屋町14-1	
東邦薬品株式会社所沢・志木営業所	所沢市東所沢和田1-43-3	
アルフレッサ株式会社熊谷事業所	熊谷市問屋町1-3-8	
アルフレッサ株式会社大宮事業所	さいたま市北区宮原町1-205	
白十字販売株式会社川越営業所	川越市問屋町10-2	
株式会社丸眞	秩父市宮側町13-3	
株式会社大木新東京物流センター	鴻巣市常光1515-1	
株式会社富士薬品 セイムス大宮センター	さいたま市西区高木1099	

注 ランニング備蓄品目は、医薬品（鎮痛剤、シップ剤、外皮用剤、感冒剤、止瀉^{しゃ}剤、整腸剤、糖尿病薬、輸液、中枢神経系用薬、循環器官用薬、呼吸器官用薬、ホルモン剤、血液凝固阻止剤、アレルギー用薬及び抗生物質製剤・合成抗菌剤）と衛生材料（脱脂綿、ガーゼ、包帯及び絆創膏）であり、品目は委託店によって異なる。

災害時の医薬品等の供給に関する協定書

一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会（以下「甲」という。）と埼玉県（以下「乙」という。）は、災害時の医薬品等の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震等の自然災害や武力攻撃事態等による災害が発生した場合に、乙が行う医薬品等供給活動に対する甲の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（供給要請）

第2条 乙は、災害時における医薬品等供給活動の円滑な実施を図るため、必要があると認めた場合、甲に対して保有する医薬品等の供給を要請するものとする。

ただし、やむを得ない事情のため、前述の手続きが取れないときは、乙は直接甲の加入協会員に対し供給要請ができるものとする。

（要請事項の措置）

第3条 甲は、乙から前条の要請を受けた場合は、速やかに措置するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 供給する医薬品等の範囲は次のとおりとする。

- （1）医薬品
- （2）衛生材料
- （3）その他乙が指定する物

（費用弁償）

第5条 乙は、医薬品等の供給要請により供給された医薬品等の実績に基づき、供給業者に支払うものとする。

（医薬品等の価格）

第6条 医薬品等の引き取り価格は、災害発生直前における適正な価格とし、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協力・連携）

第7条 甲と乙は、災害時の医薬品等の供給に関し支障をきたさないよう常に点検、見直しを行い緊密な連携に努めるものとする。

(雑 則)

第8条 前各条に規定するもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

第9条 この協定は、平成23年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年 4 月 1 日

熊谷市問屋町二丁目5番2号 アルフレッサ(株)内
甲 一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会
理事長 野 澤 信 明

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
乙 埼 玉 県
埼玉県知事 上 田 清 司

災害時の医療ガス等の供給に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会関東地域本部（以下「乙」という。）は、災害時の医療ガス等の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、甲が行う医療ガス等の確保に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（供給要請）

第2条 甲は、災害時における医療ガス等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し医療ガス等の供給を要請するものとする。

（供給要請に対する措置等）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに会員の中から医療ガス等を供給する事業者（以下「供給事業者」という。）を選定し、要請事項について措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療ガス等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとし、供給事業者において措置可能な品目、規格及び数量とする。

- (1) 酸素、二酸化炭素、亜酸化窒素その他の医療ガス
- (2) 医療ガスの使用に必要な資機材その他甲が必要と認めたもの

（緊急要請）

第5条 第2条の規定にかかわらず、甲は、やむを得ない事情により乙と連絡を取れない場合は、直接、乙の会員に対し医療ガス等の供給を要請することができるものとする。

（医療ガス等の引取り）

第6条 医療ガス等の引取場所は甲が指定するものとし、甲は、当該場所において品目、規格及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

（配送体制の確保）

第7条 医療ガス等の配送は供給事業者が行うものとする。ただし、甲は、配送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について必要な措置を講じるものとする。

（医療ガス等の安全性の確保）

第8条 甲は、医療ガス等を使用する施設の安全性を確認する必要があると認めるときは、乙又は供給事業者に対し当該施設設備の安全性の確認等について協力を要請することができる。

（費用弁償）

第9条 この協定に基づき供給された医療ガス等に係る次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給された医療ガス等の費用
- (2) 前号に該当しない費用であって、この協定に定められた事項を実施するために要した費用

（医療ガス等の価格）

第10条 前条の費用は、災害発生直前における適正な価格とする。

（細目）

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第12条 この協定及び細目に定めのない事項並びにこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成24年11月15日

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事 上田清司

東京都港区芝5丁目30番9号
乙 一般社団法人日本産業・医療ガス協会
関東地域本部
本部長 小池和夫

(資料編Ⅱ-2-10-14) 臨時給水栓装置保管場所 (応急給水装置保管場所)

保 管 場 所	セ ッ ト 数
総 数	5 9
大久保浄水場	6
庄和浄水場	7
行田浄水場	1 0
新三郷浄水場	8
吉見浄水場	8
上赤坂中継ポンプ所	4
笹久保中継ポンプ所	4
高坂中継ポンプ所	4
江南中継ポンプ所	4
高倉中継ポンプ所	4

※応急給水装置とは、送水管路上にある空気弁に設置可能な給水栓をいう。

(資料編Ⅱ-2-10-15) 応急資器材及び給水能力

資 器 材		容量	数量	基本給水量 (リットル)	給水能力 (リットル)	給水対象人口 (人)
総 数				166,250	1,163,750	387,914
小 計	大久保浄水場			44,600	312,200	104,066
	庄和浄水場			26,000	182,000	60,666
	行田浄水場			28,050	196,350	65,450
	新三郷浄水場			35,800	250,600	83,533
	吉見浄水場			9,800	68,600	22,866
	上赤坂中継ポンプ所			12,400	86,800	28,933
	笹久保中継ポンプ所			1,200	8,400	2,800
	高坂中継ポンプ所			8,400	58,800	19,600
給 水 タ ン ク	大久保浄水場	2 m ³	1 1	22,000	154,000	51,333
	庄和浄水場		7	14,000	98,000	32,666
	行田浄水場		6	12,000	84,000	28,000
	新三郷浄水場		6	12,000	84,000	28,000
	吉見浄水場		4	8,000	56,000	18,666
	上赤坂中継ポンプ所		3	6,000	42,000	14,000
	高坂中継ポンプ所		3	6,000	42,000	14,000
	大久保浄水場	1 m ³	4	4,000	28,000	9,333
	庄和浄水場		3	3,000	21,000	7,000
	行田浄水場		3	3,000	21,000	7,000
	新三郷浄水場		2	2,000	14,000	4,666
	吉見浄水場		0	0	0	0
ポ リ タ ン ク	大久保浄水場	2 0 リットル	840	16,800	117,600	39,200
	庄和浄水場		360	7,200	50,400	16,800
	行田浄水場		470	9,400	65,800	21,933
	新三郷浄水場		1,000	20,000	140,000	46,666
	吉見浄水場		0	0	0	0
	上赤坂中継ポンプ所		320	6,400	44,800	14,933
	笹久保中継ポンプ所		60	1,200	8,400	2,800
	高坂中継ポンプ所		120	2,400	16,800	5,600
給 水 車	大久保浄水場	1,800 リットル	1	1,800	12,600	4,200
	庄和浄水場	1,800 リットル	1	1,800	12,600	4,200
	行田浄水場	3,650 リットル	1	3,650	25,550	8,516
	新三郷浄水場	1,800 リットル	1	1,800	12,600	4,200
	吉見浄水場	1,800 リットル	1	1,800	12,600	4,200

※1 給水能力とは、1日7回使用を想定した数量をいう。

※2 給水対象人口とは、県所有資器材で対応可能な人数をいう。(1人当たり3リットルで算出)

(資料編Ⅱ-2-10-16) 自衛隊の応援資機材及び給水能力

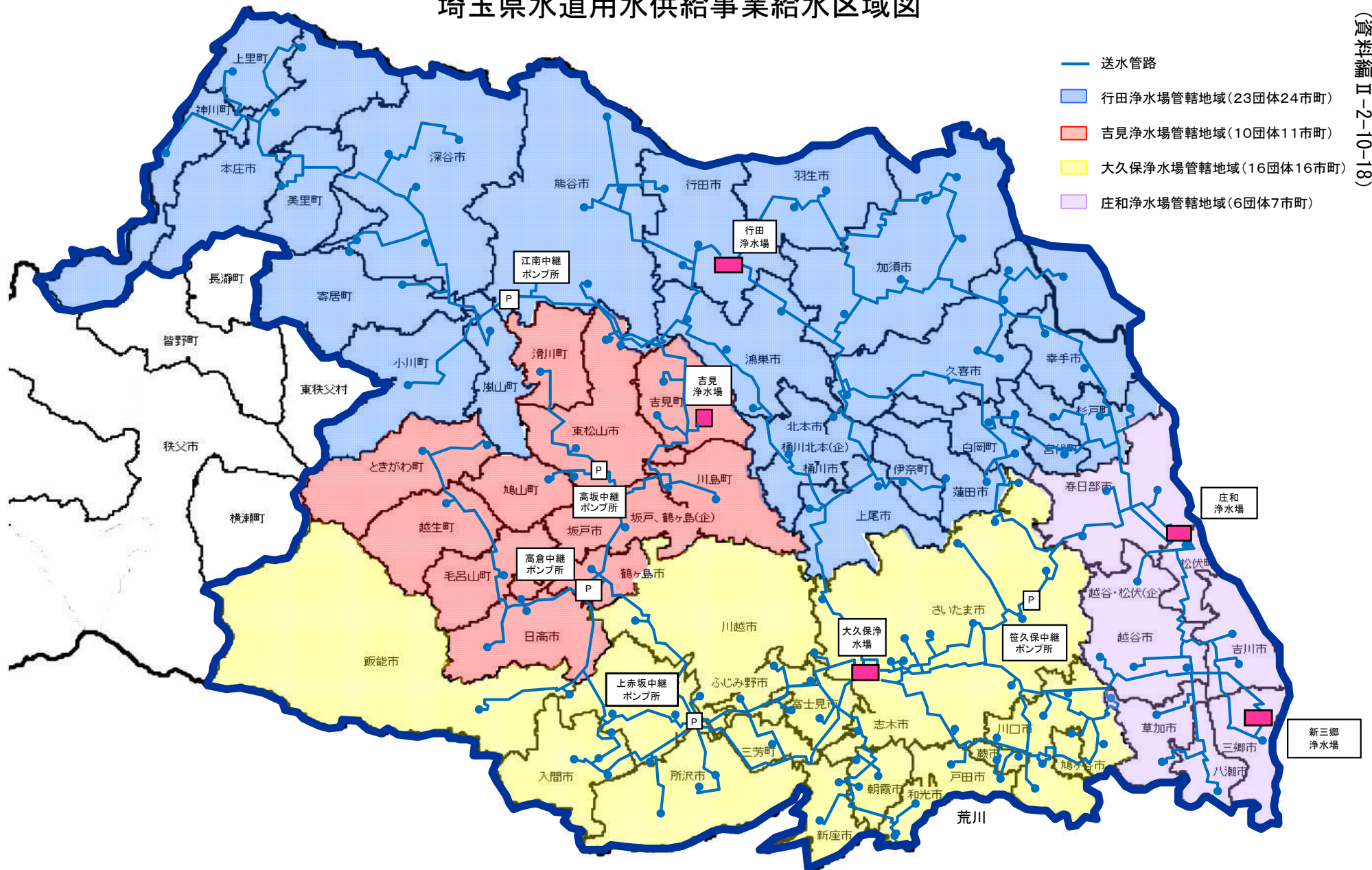
資 機 材	容 量	数 量	基本給水量
給水車（水トレーラー）	1 t	9	9,000 $\frac{リットル}{トナリ}$

(資料編Ⅱ-2-10-17) 給水班編成表

給 水 拠 点	給水班 (1班2名)	供 給 範 囲	班 の 構 成
総 数	40班		
大久保浄水場	10	戸田市、蕨市、富士見市、志木市、新座市、朝霞市、和光市、さいたま市の一部、川口市の一部、ふじみ野市の一部	大久保浄水場、本庁各課等
庄和浄水場	6	幸手市、久喜市、春日部市、越谷市、白岡市、杉戸町、宮代町、松伏町	庄和浄水場、本庁各課等
行田浄水場	6	行田市、羽生市、加須市、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市、蓮田市、伊奈町、熊谷市の一部	行田浄水場、本庁各課等
新三郷浄水場	4	草加市、八潮市、三郷市、吉川市、川口市の一部	新三郷浄水場、本庁各課等
吉見浄水場	2	吉見町、川島町、熊谷市の一部	吉見浄水場、本庁各課等
上赤坂中継ポンプ所	4	川越市、入間市、狭山市、所沢市、飯能市、三芳町、ふじみ野市の一部	大久保浄水場、本庁各課等
笹久保中継ポンプ所	2	さいたま市の一部	庄和浄水場、本庁各課等
江南中継ポンプ所	2	本庄市、深谷市、上里町、神川町、美里町、寄居町、小川町、嵐山町、熊谷市の一部	行田浄水場、本庁各課等
高坂中継ポンプ所	2	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、滑川町、鳩山町、越生町、ときがわ町	吉見浄水場、本庁各課等
高倉中継ポンプ所	2	日高市、毛呂山町	吉見浄水場、本庁各課等

埼玉県水道用水供給事業給水区域図

(資料編Ⅱ-2-10-18)



(資料編Ⅱ-2-10-19) 調達及び配分の基準

1 調達先

品目	調達先等	所在地
缶入りパン 乾パン アルファ米 等	県備蓄品	資料編Ⅱ-2-10-5 「県備蓄食料保管場所」 参照
調製粉乳	関係事業者保管品	資料編Ⅱ-2-10-6 「ランニング備蓄委託 店」参照
哺乳ビン ゴム製乳首	県備蓄品	資料編Ⅱ-2-10-5 「県備蓄食料保管場所」 参照
米穀	1 米穀卸売販売業者等の手持精米 2 前号で不足するときは、政府所有米穀（政府所有米穀の 販売等に関する事務を委託された者から引渡しを受ける）	資料編Ⅱ-2-10-7 「米穀卸売販売業者等の 事務所及び大型精米工場 所在地」参照
副食 （漬物、味 噌、醤油）	関係製造業者手持品	資料編Ⅱ-2-10-8 「副食・調味料生産者団 体所在地」参照

2 配分基準（一人当たりの配給量）

品目	基準
米穀	被災者 1人1食当たり 精米200グラム以内 応急供給受配者 1人1日当たり 精米400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり 精米300グラム以内
乾パン	1食当たり 1包（92グラム入り）以内
缶入りパン	1食当たり 1缶（100グラム入り）以内
アルファ米	1食当たり 100グラム以内
乾燥がゆ	1食当たり 20グラム以内
調整粉乳	乳児1日当たり 200グラム以内
食パン	1食当たり 185グラム以内

第4章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡し体制整備

- (1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合

- (2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

- (ア) (1)のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内)であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

- (イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

- (1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書(案)(様式4-24)により契約を締結する。

- (2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

- (3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書(案)(様式4-24)により契約を締結するものとする。

災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第4章Ⅰ第11の規定に基づき、都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続については、下記のとおりとする。

記

1 災害救助用米穀の引渡要請

- (1) 知事又は市町村長は、要領第4章Ⅰ第11の1の(1)の規定に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- (2) 具体的には、都道府県又は市町村担当者は、政策統括官付貿易業務課担当者（別紙1）（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、災害救助米穀の引渡要請書（別紙2）（以下「要請書」という。）に基づく情報（引渡希望数量、引渡希望時期、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- (3) 上記(1)の場合にあって、市町村長が直接、政策統括官に引渡要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- (4) 貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請書の送付があった場合、該当する地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局の担当者（以下「地方農政局等担当者」という。）に対し、要請書の写しを送付する。
- (5) この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、(2)又は(3)の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

2 災害救助用米穀の引渡方法等の決定

政策統括官は、1の(1)の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業体（以下「受託事業体」という。）及び知事又は市町村長と連絡調整を行い、災害救助用米穀の引渡方法等を決定する。

3 災害救助用米穀の売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結にあたっては、要領に基づき政策統括官と知事との間で締結することとなる。
- (2) 具体的には、貿易業務課担当者は、2の調整終了後速やかに、引渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した政府所有主要米穀売買契約書（以下「売買契約書」という。）を都道府県担当者に2部送付する。
- (3) 都道府県担当者は、(2)で送付された売買契約書の内容を確認し、知事の記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送する。
- (4) 貿易業務課担当者は、(3)で返送された売買契約書について、政策統括官の記名、押印を行い、1部を都道府県担当者に送付する。
- (5) 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。
- (6) この他、政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と売買契約を締結するいとまがないと認めるときは、(2)から(4)までの規定にかかわらず、売買契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、貿易業務課担当者は、当該米穀の引渡し後遅滞なく(2)から(4)までの規定に基づく売買契約を締結するものとする。

4 災害救助用米穀の引渡し

受託事業体は、政策統括官から指示された内容に従って、知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

5 災害救助用米穀の販売代金の納付

知事は、政策統括官から送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領第4章I第11の1の(2)エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。

(別紙 2)

番 号
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

〇〇〇都道府県知事 (市町村長) 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章Ⅰ第11の1の規定に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考

(注1) 公印を省略する場合は、押印場所に「公印省略」と記載する。

(注2) 備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

様式4-24

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包 装	量 目	等 級	数量(キロ数)	単 価	金 額	備 考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合 計										

内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 令和 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 令和 年 月 日
- 8 買 受 目 的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

(延納の特約)

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

(契約保証金・延納担保及び延納利息)

第2条 甲は、本契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

- 2 歳入徴収官は、特に必要があると認めた場合は、前項の納付場所を指定することができる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

- 2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。
- 3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第5条 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

- 2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。
- 3 乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行っ

た場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

（転売等の禁止）

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けないで転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

（契約の解除）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 乙が、本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。
- (2) 乙が、本契約の条項に違反した場合。

（違約金）

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

（延滞金）

第11条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金（以下「元本」という。）について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年14.60パーセント、違約金にあっては、民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

- 3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。
- 4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 本契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

- 2 乙が前項の定めに従わない場合は、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)

第16条 乙は、本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく 関

係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第17条 本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第19条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長

印

乙 住所
氏名

印

(資料編Ⅱ-2-10-23) 災害時における応急食品の調達に関する協定締結一覧

食品の種類	協定の相手	所在地	連絡先電話番号
米穀	株式会社ナンブ		
米穀	全農パールライス株式会社 埼玉営業所		
米穀	株式会社ミツハシ		
米穀	株式会社イトーセーブ		
生麺	東洋水産株式会社		
即席麺	明星食品株式会社		
漬物	埼玉県漬物協同組合		
醤油	埼玉醤油工業協同組合		
味噌	有限会社新井武平商店		
パン類	全埼玉県パン協同組合		
パン類	株式会社サンフレッセ		
パン類	フジパン株式会社		
パン類	伊藤製パン株式会社		
パン類	株式会社栄喜堂		
食パン	埼玉県学校給食パン・米飯協同組合		
パン類	第一屋製パン株式会社		
米穀・ 副食類ほか	公益財団法人埼玉県学校給食会		
パン類	株式会社イナペーカリー		

(資料編Ⅱ-2-10-24) 災害時における炊飯の委託に関する協定締結一覧

協定の相手	所在地	連絡先電話番号
協同組合埼玉給食センター		
株式会社東部アシード		
協同組合飯能給食センター		
埼玉県学校給食パン・米飯協同組合		
株式会社サンフレッセ		
有限会社秩父学給パンセンター		

(資料編Ⅱ-2-10-25) 災害時におけるＬＰガス応急生活物資等に関する協定

災害時におけるＬＰガス応急生活物資等に関する協定書

(趣旨)

第１条 この協定は、埼玉県内に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、埼玉県（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県エルピーガス協会（以下「乙」という。）とが相互に協力して、被災した県民等に対して行うＬＰガス応急生活物資等に関する協力事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第２条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が埼玉県災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(ＬＰガス応急生活物資の協力要請)

第３条 災害時において甲がＬＰガス応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し避難場所等へのＬＰガス応急生活物資について協力を要請することができる。

２ 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(ＬＰガス応急生活物資の協力実施)

第４条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、ＬＰガス応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

２ 乙は、甲の要請に的確に対応するため、簡易ガスコンロ５００台及びカセットボンベ１,５００本を指定する場所に備蓄（ランニングストック）し、供給可能な体制を保持するものとする。

３ 乙は、別途埼玉県内の卸売事業者と協定して、ガス容器を県内５カ所にランニングストックし、甲の要請に応じて優先出荷する体制を整備するものとする。

(ＬＰガス応急生活物資の運搬)

第５条 ＬＰガス応急生活物資の運搬は、甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第６条 第４条及び第５条の規定により、乙がストックした物資以外に供給した商品の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

(引き渡し)

第７条 ＬＰガス応急生活物資の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(情報の収集・提供)

第８条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

２ 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

(その他)

第９条 この協定の実施に関し、必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(適用)

第１０条 この協定は、平成９年８月２７日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し双方署名押印のうえ、各白１通を保有する。

平成９年８月２７日

浦和市高砂３丁目１５番１号

甲 埼玉県

埼玉県知事 土屋 義彦

浦和市岸町７丁目１２番１号

乙 社団法人 埼玉県エルピーガス協会

会長 川本 宜彦

（資料編Ⅱ-2-10-26）地震等災害時における代替エネルギーの確保に関する協定

社団法人埼玉県エルピーガス協会（以下「甲」という。）、埼玉県ガス協会（以下「乙」という。）、社団法人日本簡易ガス協会関東支部埼玉県部会（以下「丙」という。）及び埼玉県（以下「丁」という。）は、埼玉県内における地震等災害時における代替エネルギーの確保に関し、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1 地震等自然災害や武力攻撃事態等による災害が発生し、電気、都市ガス及びL P ガスの供給が停止した場合、復旧までの間に避難所等の拠点に供給する液化石油ガスなどの代替エネルギー（液化石油ガスカセットコンロ、カセットボンベ、20Kg ボンベ及び移動式ガス発生装置などをいう。以下、同じ。）を確保し、もって県民の生命と生活を守る。

（確保すべき代替エネルギーの量）

第2 甲、乙、丙及び丁は、相互に連携・協力し、代替エネルギーとして、1日当たり液化石油ガス20Kg ボンベ2,000本相当を、継続して7日間、供給する体制を確保する。

（推進事項）

第3 甲、乙及び丙は、次の事項の推進に努めるものとする。

（1）平時の対策

- ア 地震等災害発生時の被害を想定するとともに、連絡体制、復旧体制、応援体制の計画を予め策定する。
- イ 電気、都市ガス及びL P ガスの供給が停止した場合の復旧までの間に必要な代替エネルギーの確保及び供給について予め計画を策定する。
- ウ 地震等災害発生時の対応について、消費者に必要な情報を提供する。

（2）災害時の対策

- ア 電気、都市ガス及びL P ガスの供給が停止した時は、丁の要請を受けて県民の避難所等の拠点に必要な代替エネルギーを供給する。
- イ 地震等災害が発生した時は、県民のライフラインを確保するため、保安に留意のうえ、出来る限り速やかな復旧活動を行う。

（情報の提供）

第4 丁は、甲、乙及び丙に対し、避難所の所在地など、代替エネルギーの供給に関し必要な情報を提供する。

甲、乙及び丙は、丁から提供された情報をもとに、第3（1）に規定する計画の策定及び見直しを行うとともに、第3（2）に規定する代替エネルギーの供給を行うものとする。

（協議）

第5 この協定に定めのない事項で協議する必要があるとき及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上定めるものとする。

（雑則）

第6 この協定は、平成17年8月24日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成17年8月24日

さいたま市浦和区高砂一丁目2番1号
エイペックスタワー浦和 オフィス東館4階

(甲) 社団法人埼玉県エルピーガス協会

会 長 川本 宜彦

坂戸市石井字下元宿2451番地2

(乙) 埼玉県ガス協会

会 長 原 宏

戸田市新曽南四丁目2番3号 帝石プロパンガス株式会社内

(丙) 社団法人日本簡易ガス協会 関東支部 埼玉県部会

部会長 大山 哲男

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

(丁) 埼 玉 県

埼玉県知事 上田 清司

（資料編Ⅱ-2-10-27）災害時における空調設備の応急対策に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会（以下「乙」という。）は、災害発生時の空調設備に関する応急対策の支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内又は近隣都県の避難所の空調設備の応急対策を実施することにより、被災者の心身の健康及び生活環境の確保を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、次の支援業務について可能な限り協力する。

- （1）避難所への移動式空調機器又は移動式発電機の貸与又は提供
- （2）避難所空調設備の復旧

（協力の手続）

第3条 甲は、各避難所運営者等からの支援依頼に基づき、調整の上文書で乙に協力を依頼する。緊急を要している場合は口頭で行い、事後において速やかに文書手続きをする。

2 乙は、甲からの前項の依頼により各避難所運営者等に連絡し、各避難所運営者等からの発注に基づき支援業務を実施する。

（情報の提供）

第4条 甲は乙に対し、円滑な協力を得るために必要な情報の提供に努める。

（実施の報告）

第5条 乙は、第3条第2項の支援業務の実施について、遅滞なく甲に報告する。

2 甲は、前項の乙の報告があったときは、遅滞なく当該避難所運営者等にその旨通知する。

（費用等）

第6条 第3条第2項の支援業務の費用は、支援業務の発注者が災害発生直前における適正な価格により負担する。

（損害補償）

第7条 第3条第2項の支援業務に従事した者の負傷、疾病又は死亡等の場合に、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がされないときの災害補償については、乙の責任において行う。ただし、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年条例第35号）」その他の法令の規定が適用されるときは、これらの規定による。

（連絡の窓口）

第8条 この協定の実施に関する連絡窓口は、甲は危機管理防災部化学保安課、乙は一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会事務局とする。

（実施要領）

第9条 この協定に規定するもののほか、協定の実施に関し必要な事項については、実施要領で定める。

2 実施要領は、甲と乙が協議して定め、変更の必要が生じたときも同様とする。

（協議）

第10条 この協定に変更の必要が生じたとき又は疑義が生じたときは、甲と乙は協議して定める。

(適用)

第 11 条 この協定は締結の日から適用し、甲又は乙が協定の終了を文書で通知しない限り、継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 7 年 2 月 1 8 日

(甲) さいたま市浦和区高砂三丁目 1 5 番 1 号

埼玉県

埼玉県知事 上田 清司

(乙) さいたま市浦和区東高砂町四丁目 8 番

アドフィー東高砂 1 0 6 号

一般社団法人 埼玉県冷凍空調工業会

会 長 黒木 健之